

浄化槽リノベーション推進検討会（第5回）

議事録

1. 日時 令和元年12月23日（月）14:00～16:07

2. 場所 三菱総合研究所 大会議室D

3. 出席者 別添参加者名簿の通り

4. 議題

（1）改正浄化槽法の施行に向けた対応方針について

（2）その他

5. 配布資料

議事次第

座席表

資料1 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について

資料2-1 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）

資料2-2 公共浄化槽に係る排水設備の設置について（案）

参考資料1 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（案）

参考資料2 令和元年度補正予算（案）（浄化槽推進関係）令和2年度 浄化槽推進関連予算（案）

6. 議事

（1）改正浄化槽法の施行に向けた対応方針について

● パブリックコメント結果と改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）

- ・ 資料1、資料2-1について環境省より説明があった。
- ・ 11月20日～12月10日でパブリックコメントを実施し、計3,619件の意見をいただいた。資料1では、いただいた意見を集約および要約して整理した。（環境省）

＜特定既存単独処理浄化槽について＞（以降の番号は、資料1の提出意見の番号）

- ・ 7番：意見に対する考え方の原案で、国民の財産権に係る記載をしていたが、修正した回答案の方が適当だろう。（小川委員）
- ・ 10番：意見に対する考え方に、BOD値を判断基準とすることが一番良いが時間を要するため、早急な転換が求められる単独処理浄化槽については透視度の測定を判断基準とすることを記載すべき。（小川委員）
 - BODの重要性は示しつつ、透視度の測定の迅速性から透視度を採用したことが分かるように加筆する。（環境省）
- ・ 立入検査による指導後に適切な対応がとられているかを確認しないと、浄化槽所有者が理由をつけて特定既存単独処理浄化槽の転換を逃れようとする可能性があることが懸念である。どこまで指導を続けるのがよいのか。（上田委員）

- 極端に言うと、対応方針の中で行政処分の対象とするかどうかについて記載がないため不十分というご意見だろう。(眞柄座長)
- 行政代執行の一般的規定に基づいて最終的な対応を求めることもできるが、一般の改正浄化槽法では独自の行政代執行の規定を置かずに、まずは浄化槽所有者に指導・助言を行い、対応しない場合は勧告、命令、罰金の適用、という段階を踏む考え方で条文化されている。まずは、この段階的な対応を行うことで転換を進めることになるが、施行後に、罰金の適用を行ったとしても応じない所有者がいる等進まない事情がある場合は、その事情を分析した上で今後の対応を検討することとしたい。(環境省)
- ・ 3 番：意見に対する考え方に「行政職員向けのチェックシートの内容に示す事象に関する技術的資料についても作成して配布することを検討いたします。」とあるが、具体的にはいつ頃配布する予定か。(建入委員)
 - 全浄連にも協力いただいて、技術的資料を作成し、年度内を目途にまたは年度内が難しくても可能な限り早く作成し提示するように取組みたい。(環境省)

<浄化槽処理促進区域について>

- ・ 意見なし

<公共浄化槽について>

- ・ 1 番：これまで浄化槽は各戸設置が一般的であったため、共同浄化槽の整備に唐突な印象を受ける。各戸設置と共同設置とでそれぞれどういった場合に有利になるかを示す必要はないか。(奥田委員)
 - ご指摘のように、各戸に設置する浄化槽が一般的であるが、実態として各戸設置の浄化槽だけでは整備できない地域が存在する。例えば、下水道整備を行わないことを決めた市町村において、狭小住宅が密集する区域においては各戸において浄化槽を置くスペースがなく共同浄化槽で整備するしかない。このような実情のある市町村からの要望もあり、今年度の予算から共同浄化槽の整備を行っている。この予算制度においては、各戸設置浄化槽よりも共同浄化槽で整備すべき区域で整備を進める観点から、管渠の整備費用に上限を設けており、長い管渠の整備を想定していないことを回答にも示しているところ。対応方針に記載の通り、各戸浄化槽を基本としつつ共同浄化槽でも柔軟な対応ができることを示せば誤解はなくなると考えている。(環境省)
- ・ 2 番：意見に対する考え方に「比較的短い距離を管渠で繋がりますので災害に強い形で整備できると考えます。」とあるが、比較的短い管渠であるから災害に強いと記載してよいのか疑問である。(奥田委員)
 - ご指摘の通り、各戸設置型と比較すると災害に強いという表現は適当でないため「比較的短い距離を管渠で繋ぎ、早期に復旧できる」という表現にしたい。(環境省)

- ・ 現場の首長の立場から補足すると、佐用町では共同浄化槽を導入済みであり、集落内の密集地 2-3 戸を対象に共同浄化槽を設置しているため経済的である。また、下水道は一部でも破損すると接続する全戸で使用できなくなるが、共同浄化槽であれば影響が及ぶのは 2-3 戸であるため、すぐに仮配管などの対応が可能であることから災害に強いといえる。(庵途委員)

<使用の休止の届出の創設について>

- ・ 5 番：意見に対する考え方に「再開の予定年月日を経過した浄化槽については、都道府県により使用の状況を確認されるのが望ましい」とあるが、具体的にどのように確認するのか。(蛭江委員)
 - 休止届に再開予定年月日を記載するため、その情報を台帳に転記するはずである。また、自治体担当者が定期的に台帳を確認し、再開予定年月日を過ぎた際に、行政指導や状況把握をする流れと認識している。(環境省)
 - 都道府県が市町村に連絡し、市町村担当者が確認するという流れか。(蛭江委員)
 - その通りである。(環境省)
- ・ 休止届出書に休止予定日を記載することになっているが、休止届出時には清掃記録を添付することになっているため既に清掃は終了し、汚水流入がないことが前提のはずである。休止予定日でなく休止日を記載すべきでないか。休止日が明確でない場合のみ休止予定日としてはどうか。(国安委員)
 - ご指摘の通り、基本的に清掃後は使用しない前提だが、排水は使用しないが電気のみ使用する場合や清掃業者との調整に様々な事情があることを考慮して、「休止予定日(電気又は水道の使用を休止する予定年月日等)」と記載している。(環境省)
 - 休止前の清掃で汚泥を全量引抜く際に電気や水道が必要な場合がある。調達できない場合、給水車や高圧洗浄機を用意する必要がある可能性があるため、電気や水道を休止する前に清掃することで効率的に作業できる。(国安委員)
- ・ 浄化槽台帳には休止年月日、休止届には休止予定年月日を記載するという整理がなされていると理解している。(眞柄座長)

<浄化槽台帳整備について>

- ・ 資料 2-1 の p.15 に記載の浄化槽台帳の整備項目について、「浄化槽メーカー」を、他の表現と統一して「浄化槽メーカー名」に修正すべき。また、メーカー名があつて型式名、という並びにしたほうが良い。(国安委員)
 - 承知した。(環境省)

<協議会について>

- ・ 意見なし

＜浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について＞

- ・ 2 番：主な意見の概要に「保守点検業の登録は各都道府県市で更新という考えではなく、期限満了後新規の登録の扱いで行っていると思われる。」とあるが、この認識は正しいのか。（河村委員）
 - 条例によって異なる。新規で保守点検業の登録を行うことは問題ないと認識している。（環境省）
 - 保守点検業の登録にあたっては、過去に登録していた事業者であっても新規登録するのか。過去の保守点検業の実施状況を確認しないのか。（河村委員）
 - 条例の定め方による。法律上、保守点検業の登録時に浄化槽管理士の設置を定めているため、都道府県は浄化槽管理士資格の写しの添付を求めるなどによって確認しているのだろう。（環境省）
- ・ 3 番：意見に対する考え方に「全国統一的な事項の教材を活用して頂くことが望ましいものの、県等で作成される教材を活用して頂くことでも差し支えありません。」とあるが、これまで研修を実施している都道府県が、記載事項さえ満たせば内容の濃淡に限らずこれまで通りの内容で問題ないと誤解を与えはしないか。全国統一的な事項の教材となるかが懸念である。また、登録の有効期間ごとに1回受講することとした場合、登録の有効期間は通常3年だが都道府県によっては5年に延長している。3年に1度と5年に1度の研修では、実質的に勉強する内容が異なってくるのではないかと懸念。今後、通知等で統一する方法はないか。（上田委員）
 - 改正法では、保守点検業の登録を都道府県の登録制度によるものと規定しているため、登録制度で保守点検業者の質を確保できるように、浄化槽管理士の研修機会の確保を条文に加えられており、都道府県条例に委ねられる構成となっている。このような立て付けの中で都道府県において差異が生じるのはやむをえない中で、できるだけ統一的な内容となるように周知している。可能な限り統一的な研修を実施するために、都道府県担当者会議で教育センターや全浄連から研修に係る取り組みを説明していただき、各都道府県で浄化槽管理士の質の確保がなされるように周知していきたい。（環境省）
- ・ 6 番：「浄化槽管理士の研修の受講を都道府県における業の登録要件等にすべきでない」という意見がある一方、11月に環境省が発出した通知で、研修会の考え方について幅を持たせた記載をしていた。浄化槽管理士は国家資格であるにもかかわらず、自治体によっては研修の未受講でもって登録における拒否要件とする動きがあるとも聞いている。新規登録の受付時に、受講履歴がないと登録できないようにするなど。各自治体の条例に任せると考えてもよいのか。（建入委員）
 - あくまで通知は技術的助言のため、改正法の趣旨を汲んで都道府県が厳格に対応すべきと判断して拒否要件にすることは妨げるものではない。環境省の通知を受けて、浄化槽管理士の研修の受講について何らかの形で条例上に定めていただきたい。（環境省）

- 公共浄化槽に係る排水設備の設置について（案）
 - ・ 資料 2-2 について環境省より説明があった。
- 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（案）
 - ・ 参考資料 1 について環境省より説明があった。
 - ・ p.4 の 2.(2)「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の要否の判断について、本来は全ての単独処理浄化槽を対象にすべきという前提を記載することはできないか。（小川委員）
 - 指針案の「はじめに」等でも単独処理浄化槽の転換の必要性は記載しているが、指針案のパブリックコメントで同様の意見がある場合には、加筆の必要性を検討する。（環境省）
 - ・ p.7 の 1.(1)「立入検査の実施」に、環境衛生指導員の資格について記載しているが、現時点でどの程度レベルアップを行っているのか。日常的に合併処理浄化槽を検査している環境衛生指導員に対して、特定既存単独処理浄化槽に対する措置について研修等の機会があるとよいだろう（眞柄座長）
 - 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の中で立入検査は重要であることや、一般の議論を踏まえ、環境衛生指導員向けの技術的資料を作成するなどによって指導員のレベルアップを図りたい。（環境省）

（２） その他

- ・ 参考資料 2 について環境省より説明があった。
- ・ 台帳整備について、住民に対する周知や広報は予算内に含まれるのか。（大久保委員）
 - 住民に対する周知は予算内に含まれない。住民に直接台帳整備に係る情報提供を依頼する場合は周知が必要だが、自治体が所有する台帳に指定検査機関、保守点検業者、清掃業者の情報を一元化する台帳整備を目的としている。（環境省）
- ・ 全浄連が全国展開している台帳と「浄化槽台帳の改修等への助成」の対象となる台帳はどのように異なるのか。（上田委員）
 - 全浄連が展開している台帳については、台帳整備に先進的な自治体に対して試験的に台帳を展開した中で行われているもの。今後、台帳整備について省令改正して周知するにあたり、既存の台帳システムを改修する自治体は循環型社会形成交付金を活用して改修し、台帳未整備あるいは紙媒体で整備している自治体は浄化槽リノベーション推進事業費で導入する台帳をダウンロードして活用することで、統一的な内容となるように取組みたい。（環境省）
 - 千葉県では、指定検査機関のシステムを台帳としているが、データの整理が不十分であり、改善するために膨大な作業量があることを担当者と話していたところであるため、今回の予算制度は大変ありがたい。（江利角委員）
- ・ 各都道府県で台帳整備しているが、一貫した情報管理・解析や地域ごとに特徴を把

握するためには、プラットフォームの活用がよいのだろう。積極的に進めていただきたい。（眞柄座長）

- ・ 環境省よりまとめのコメントがあった。

以上

別添 参加者名簿

庵邊 典章	兵庫県町村会 会長 佐用町長
上田 勝朗	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長
蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任 研究員
江利角 晃也	千葉県環境生活部水質保全課 課長
大久保 あかね	静岡県立大学 経営情報学部 教授
小川 浩	常葉大学 社会環境学部 教授
奥田 早希子	一般社団法人 Water'n 代表理事
河村 清史	元埼玉大学大学院理工学研究科 教授
国安 克彦	公益財団法人日本環境整備教育センター 理事
建入 ゆかり	宮城県環境生活部循環型社会推進課 技術副参事兼課長補佐
萩原 なつ子	立教大学社会学部大学院 21 世紀社会デザイン研究科 教授
眞柄 泰基	公益財団法人給水工事技術振興財団 理事長